

産婦人科における遺伝性乳癌卵巣癌症候群に対する保険診療についての考え方（補遺）

日本婦人科腫瘍学会 岡本愛光

がんゲノム医療、遺伝性腫瘍診療の適正化に関するワーキンググループ

委員長 織田克利

（本稿は、令和8年度診療報酬改定を踏まえ、2021年6月改訂版を見直し、現時点の学会としての見解をまとめたものである。本補遺と2021年6月改訂版の記載が異なる場合は、本補遺を優先する。）

令和8年度診療報酬改定により、HBOC診療における保険診療上の取扱いが一部拡充・再整理された。主な変更点は以下の通りである。

1. BRCA1/2遺伝子検査（血液を検体とするもの）によりHBOCと診断された者の第一度近親者（父母、子又は兄弟姉妹）も、診断目的の検査対象に含まれることとなった。
2. 遺伝性腫瘍に関する検査前説明および検査結果に基づく療養上の指導について、遺伝性疾患療養指導管理料が新設された。
3. 従来の遺伝カウンセリング加算および遺伝性腫瘍カウンセリング加算は廃止され、遺伝性疾患療養指導管理料として整理された。
4. 上記の血縁者診断によりHBOCと診断された者に対しても、所定の算定要件および施設基準を満たす場合、リスク低減手術およびサーベイランスが保険診療として実施可能となった。
5. 血縁者診断の実装にあたっては、検査法、精度管理、遺伝カウンセリング体制、関連診療科との連携体制を整備したうえで実施する必要がある。

○遺伝性疾患療養指導管理料（新設）

1. 医師が遺伝子検査の必要性等について文書により説明を行った場合（300点）（1患者1回のみ）
2. 医師が遺伝子検査の結果に基づき療養上必要な指導を行った場合
 - イ. 初回（700点）（1患者1回のみ）
 - ロ. 2回目（200点）（1患者1回のみ）

[算定要件]

・1については、遺伝性腫瘍に関する検査（若しくは病理診断）を実施する前にその必要性及び診療方針等について文書により説明を行った場合。2のイについては、遺伝性腫瘍に関する検査（若しくは病理診断）の結果に基づき療養上必要な指導を行った場合。2のロにつ

いては、遺伝性腫瘍に関する検査（若しくは病理診断）を実施した患者に対して、当該検査結果に基づき療養上必要な指導を行った場合、

・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」並びに関係学会による「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」及び「遺伝カウンセリング実施に関するガイダンス」を遵守すること、

[施設基準]

- ・遺伝性疾患の診療に係る経験を3年以上有する常勤の医師が1名以上配置されている。
- ・遺伝性疾患に対する療養指導を年間合計20例以上実施している。

※なお、2021年6月改訂版の各[施設基準]中「遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出」とある箇所は、令和8年度診療報酬改定に伴い、「遺伝性疾患療養指導管理料の施設基準に係る届出」に置き換えて取り扱う。また、従来の遺伝カウンセリング加算および遺伝性腫瘍カウンセリング加算に関する記載は、同改定後は適用されない。

※がん患者指導管理料「二」の[留意事項]中、遺伝カウンセリング加算との併算定制限に関する記載は、遺伝性疾患療養指導管理料「1」（検査前の説明・300点）との併算定制限として取り扱う。すなわち、がん患者指導管理料「二」を算定する場合、遺伝性疾患療養指導管理料「1」は算定できない。

※実装上の留意点として、令和8年度診療報酬改定によるHBOC血縁者診断の保険適用を実効的なものとするため、本学会を含む関連学会・団体は、令和7年12月26日付通知「LDTsの臨床実装に係る精度管理の基準等について」の精度管理基準を満たすLDTs（Laboratory Developed Tests）を、特例的かつ早期に保険診療として活用することを認めていただきたい旨の要望書を提出している。

日本婦人科腫瘍学会
がんゲノム医療、遺伝性腫瘍診療の適正化に関するワーキンググループ
委員長 織田克利
委員 笹島ゆう子、佐藤慎也、須藤保、竹原和宏、永瀬智
原野謙一、平沢晃、万代昌紀、柳井広之、渡利英道

2026年7月16日